

毎週火・金曜日定例発行

# 千葉県報

定例  
令和2年10月13日

## 主要目次

生活保護法等に基づく指定医療機関の指定(二件)	一
生活保護法等に基づく指定医療機関の廃止	二
生活保護法等に基づく指定施術者の指定	二
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定	三
保安施設地区予定地	三
たこつば漁業の許可及び起業の認可の定数並びに申請期間	四
さし網漁業(かじき等流しさし網漁業)の許可及び起業の認可の定数並びに申請期間	四
昭和六十一年千葉県告示第三百九十二号の一部を改正する告示	四
公告	四
一般競争入札(土地及び建物の売却)の実施	五
令和二年度クリーニング師試験の実施	五
都市計画生産緑地地区の関係図書縦覧	六

## 告示

### 千葉県告示第五百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和二年十月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

名	称	所在地	指定年月日
野島メンタルクリニック		館山市北条一、六三六の四	令和二年六月一日
さえぐさ医院		野田市山崎一、三八五の一	〃
医療法人社団颯晴会	メ	浦安市入船一の五の二	〃

科	診療所名	所在地	指定年月日
デイカルガーデン整形外科			
南行徳歯科クリニック		市川市南行徳一の一八の三	〃
一宮ナノデンタルクリニック		長生郡一宮町一宮二、四七五の一	〃
ココカラファイン薬局松飛台店		松戸市串崎南町二六	〃
薬樹薬局三崎町		銚子市三崎町二の二、六〇九の一	令和二年六月三十日
薬樹薬局野田		野田市中里一、五六四の五	〃
薬樹薬局八千代		八千代市上高野四四九の二	〃
薬樹薬局新浦安		浦安市明海五の七の一	〃
薬樹薬局白井		白井市根四七九の二一	〃
医療法人社団市川ひふ科		市川市市川一の三の一八	令和二年七月一日
形成外科クリニック		佐倉市西志津四の二七の三	〃
うぶか眼科クリニック		松戸市松戸新田一一六の一	〃
なないろガーデン歯科クリニック		〃	〃
医療法人あおば会 松戸やざり歯科・矯正歯科		松戸市下矢切一五〇の二六	〃
医療法人社団栄友会 市原歯科医院		長生郡一宮町一宮三、一〇八	〃
松の木薬局		市川市新田一の二の三	〃
クスリのアオキ東郷薬局		茂原市東郷一、六一七	〃
ウエルシア薬局茂原ライフガーデン店		茂原市六ツ野二、七八五の一	〃
スギ薬局八千代中央店		八千代市ゆりのき台三の五の三	〃
薬局くすりの福太郎鎌ヶ谷店		鎌ヶ谷市道野辺本町二の一〇の二五	〃
いろは薬局酒々井店		印旛郡酒々井町上岩橋一、一六〇の二	〃
まり松戸薬局		松戸市松戸一、二九九の二	令和二年七月六日
医療法人社団佐野産婦人科		浦安市当代島一の三の二二	令和二年八月一日

科医院			
とみざわ薬局駅前店	木更津市東中央一の一の六		
クスリのアオキ井野薬局	佐倉市井野一、三八七の二		
ヤックスドラッグ小櫃薬局	君津市末吉一、〇五四の一		
よしくら薬局	八街市吉倉六三一の七		
ヤックスドラッグ安食薬局	印旛郡栄町安食九四七の五		

千葉県告示第五百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和二年十月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人生活クラブ	佐倉市山崎五二九の一	生活クラブ風の村訪問看護ステーション八街	八街市榎戸八八	令和二年七月一日

千葉県告示第五百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

令和二年十月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

メイカルガーデン整形外科	浦安市入船一の五の二	令和二年五月三十一日
なないろガーデン歯科クリニック	松戸市松戸新田一一六の一	令和二年六月七日
薬樹薬局三崎町	銚子市三崎町二の二、六〇九の一	令和二年六月二十九日
薬樹薬局野田	野田市巾里一、五六四の五	
薬樹薬局八千代	八千代市上高野四四九の二一	
薬樹薬局新浦安	浦安市明海五の七の一	
薬樹薬局白井	白井市根四七九の二一	
市川ひふ科形成外科クリニク	市川市市川一の三の一八	令和二年六月三十日
医療法人あおば会 やざり歯科・矯正歯科	松戸市下矢切一三二の一	
松の木薬局	市川市新田一の二の三	
五十路薬局	佐倉市表町一の一七の九	
山口皮膚科医院	市川市東菅野一の三二の二〇	令和二年七月一日
まり松戸薬局	松戸市松戸一、三二九	令和二年七月五日
吉田耳鼻咽喉科医院	市川市行徳駅前二の一六の六	令和二年七月二十二日
蘭薬局行徳店	市川市行徳駅前一の一三の四	令和二年七月三十一日
やながわ薬局駅前店	木更津市東中央一の一の七	
コーセー薬局江原台店	佐倉市白井田五一三の四	

千葉県告示第五百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。

令和二年十月十三日

氏名	施設名称	術在所在地		指定年月日
		術在	所在地	
安東裕子	メデイケア訪問 マツサージ	東京都葛飾区東新小岩五の 一の一四	東京都葛飾区東新小岩五の 一の一四	令和二年六月一日
増田淳	レイス治療院足立	東京都足立区西新井栄町二 の二四の一	東京都足立区西新井栄町二 の二四の一	令和二年七月一日
石渡まり子	ま心堂整骨院	成田市飯田町二二の五	成田市飯田町二二の五	〃
谷澤徹	からだ元氣治療院 草加北店	埼玉県草加市新栄二の二六 の三	埼玉県草加市新栄二の二六 の三	〃
猪狩高志	レイス治療院成田	成田市郷部一、三五三	成田市郷部一、三五三	〃
黒岩賢司	四季の道整骨院鍼 灸院	我孫子市湖北台九の六の四	我孫子市湖北台九の六の四	〃
梅澤祐次郎	アールズ治療院鎌 ヶ谷	鎌ヶ谷市丸山三の七の七	鎌ヶ谷市丸山三の七の七	〃
皆川増洋	アールズ治療院鎌 ヶ谷	鎌ヶ谷市丸山三の七の七	鎌ヶ谷市丸山三の七の七	〃
山田奈甫	らいおんハートあ んま鍼灸マツサー ジ院	市川市行徳駅前二の一六の 一	市川市行徳駅前二の一六の 一	〃
清田雅之	アールズ治療院鎌 ヶ谷	鎌ヶ谷市丸山三の七の七	鎌ヶ谷市丸山三の七の七	〃
榎木庄太郎	てあて在宅マツ サージ松戸	松戸市常盤平陣屋前四の一 七	松戸市常盤平陣屋前四の一 七	令和二年八月一日
菊地昌彦	菊地昌彦	佐倉市西志津四の二五の一	佐倉市西志津四の二五の一	〃
藤岡雅江	ブルーベア鍼灸院	流山市南流山六の一八の一 七	流山市南流山六の一八の一 七	〃
牧野智透	鍼灸マツサージ治 療院湧俞	東京都台東区東上野三の一 五の九	東京都台東区東上野三の一 五の九	〃

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第五百四十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七  
第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

令和二年十月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

指定番号	指定する区域	埋立地の区分
一―十	君津市三直字大平一、三七〇番一の一部、字 新関一、五五二番二の一部並びに字峰田一、 三七二番、一、三七三番一、一、三七三番 二、一、三七四番、一、三七五番の一部、 一、三七六番、一、三七七番、一、三七九番 一の一部、一、三七九番二、一、三七九番 三、一、三八〇番一の一部、一、三八〇番 二、一、三八三番一の一部、一、三八三番 二、一、三八五番の一部、一、三八六番の一 部、一、三八七番一、一、三八七番二、一、 三八八番、一、三八八番二、一、三八九番、 一、三九〇番、一、三九一番、一、三九一番 二、一、三九二番、一、三九三番一、一、三 九三番二、一、三九四番の一部、一、三九四 番二及び一、三九五番一の一部	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行規則 (昭和四十六年厚生省 令第三十五号)第十二 条の三十一第二号に掲 げる埋立地

千葉県告示第五百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十四条において準用する同法第二十九  
条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安施設地区の指定をする予定である旨通  
知があった。

令和二年十月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 保安施設地区予定地の所在場所  
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二七号までを順次結んだ線及び標柱一号と  
標柱二七号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)
- 二 指定の目的  
千葉県緑区板倉町一五番、一六番
- 三 指定の崩壊の防備  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

四 指定の有効期間  
二年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を千葉県農林水産部森林課及び千葉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第五百五十号

千葉県海面漁業調整規則(昭和四十年千葉県規則第六十九号)第二十五条第一項及び第二項並びに第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、たこつぼ漁業の許可及び起業の認可の定数並びに申請期間を次のとおり定めた。

令和二年十月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 たこつぼ漁業の許可及び起業の認可の定数

操業区域	定数
山武郡九十九里町片貝灯台跡(北緯三五度三二分二五秒、東経一四〇度二七分二四秒(日本測地系)あつては、北緯三五度三二分一三秒、東経一四〇度二七分三六秒)九〇度(真方位による。以下同じ。)の線からいすみ市八幡埼標識灯跡(北緯三五度一分一秒、東経一四〇度二四分二秒(日本測地系)あつては、北緯三五度一分四分九秒、東経一四〇度二四分三四秒)一〇〇度の線に至る間の千葉県海面	三十件
いすみ市太東埼灯台九〇度の線から鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱(漁業権基点南七三三号)一五〇度の線に至る間の千葉県海面	十件

二 たこつぼ漁業の許可及び起業の認可の申請期間  
令和二年十月十三日から二十七日まで

千葉県告示第五百五十一号

千葉県海面漁業調整規則(昭和四十年千葉県規則第六十九号)第二十五条第一項及び第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、さし網漁業(かじき等流しさし網漁業)の許可及び起業の認可の定数並びに申請期間を次のとおり定めた。

令和二年十月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 さし網漁業(かじき等流しさし網漁業)の許可及び起業の認可の定数  
三隻  
二 さし網漁業(かじき等流しさし網漁業)の許可及び起業の認可の申請期間  
令和二年十月十六日から三十日まで

千葉県告示第五百五十二号

昭和六十一年千葉県告示第三百九十二号(港湾施設の概要)の一部を次のように改正する。

令和二年十月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

表浜金谷港の項外かく施設(防波堤)の目中「二三メートル」を「二六メートル」に改め、同項外かく施設(護岸)の目に次のように加える。

第三防波堤取付護岸	富津市金谷四、三一〇番地先	延長 九メートル
-----------	---------------	----------

公告

一般競争入札(土地及び建物の売却)の実施  
次のとおり一般競争入札に付する。  
令和二年十月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 入札に付する土地及び建物の所在等

物件番号	所在	地目又は種類	地積又は延床面積	最低売却価格
1	香取市福田字藤ノ沢 五一〇番一五、五一 一番八、五一一番一 一及び五一一番一四	公衆用道路 事務所 倉庫 便所 ポンプ室	一、〇一九・一四 <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 一四二・五六 <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 九八・六三 <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 八・二八 <sup>2</sup> m <sup>2</sup> 三・〇三 <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	二、二六八、 六一八円
2	市川市下貝塚三丁目 三二九番六	宅地	一五六・〇二 <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	九、八三〇、 〇〇〇円
3	市川市下貝塚三丁目 三二九番一四	宅地	一五六・〇七 <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	九、八三〇、 〇〇〇円
4	柏市十余二字下大塚 三八〇番九五	雑種地	二、六〇三・八七 <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	四九、二二〇 〇、〇〇〇円
5	柏市高田字三勢一、	雑種地	四六九・二八 <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	八、一二〇、

<p>七 物件番号</p> <p>1 令和二年十二月十八日(金曜日) 午前九時十五分</p> <p>2 令和二年十二月十八日(金曜日) 午前十時</p> <p>3 令和二年十二月十八日(金曜日) 午前十時四十五分</p> <p>4 令和二年十二月十八日(金曜日) 午前十一時三十分</p> <p>5 令和二年十二月十八日(金曜日) 午後一時十五分</p> <p>6 令和二年十二月十八日(金曜日) 午後二時</p>	<p>日 時</p>	<p>場所</p> <p>千葉県庁南庁舎 七階打合せ室</p>	<p>〇八八番三及び一、 〇八八番六</p>	<p>旭市東足洗字向地</p>	<p>〇〇〇円</p>
			<p>旭市東足洗字向地</p>	<p>四、〇八五・七六㎡</p>	<p>三九、〇〇</p>
			<p>旭市東足洗字向地</p>	<p>二、一八六・六一㎡</p>	<p>一五、八〇</p>
			<p>旭市東足洗字向地</p>	<p>〇、〇〇〇円</p>	<p>〇、〇〇〇円</p>
			<p>旭市東足洗字向地</p>	<p>学校用地</p>	<p>〇、〇〇〇円</p>
			<p>旭市東足洗字向地</p>	<p>学校用地</p>	<p>〇、〇〇〇円</p>
			<p>旭市東足洗字向地</p>	<p>一、六三二番一</p>	<p>〇、〇〇〇円</p>

<p>八 建物の内覧の実施 事前に参加の申込みがあった場合に限り、次に掲げる物件について次のとおり内覧を実施するので、参加を希望する者は、令和二年十一月十二日(木曜日)の午後五時までに、三の問合せ先に電話で申し込むこと。</p>	<p>7 令和二年十二月十八日(金曜日) 午後二時四十五分</p>	<p>〇〇〇円</p>
	<p>九 その他</p> <p>1 入札参加上の注意 入札は、入札心得書による所定の入札参加申込書(兼)入札保証金提出書に、四による入札保証金に係る納付書兼領収書を貼り付け、必要な書類を添付して行うこと。なお、ファクシミリ、電子メール等による入札は、認めない。</p> <p>2 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>3 契約の不履行 落札者が正当な理由なく契約を履行しなかったときは、その事実があった後一定期間一般競争入札に参加できないことがある。</p> <p>4 契約書の作成の要否 要</p> <p>5 代金の支払方法 売買契約の締結と同時に契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を県が発行する納入通知書によりその発行日の翌日から起算して三十日以内に支払う。</p> <p>6 その他 詳細は、一般競争入札案内書及び入札心得書による。</p>	<p>場所</p> <p>所在地において行う。</p>

一 試験期日  
令和三年一月十四日(木曜日)

二 試験場所  
千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号 千葉県教育会館

三 受験願書の受付期間等  
受験願書の受付期間は令和二年十一月二十四日(火曜日)から二十六日(木曜日)までとし、その受付時間は午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

四 受験願書の提出先  
千葉県知事 鈴木 栄治

県内各健康福祉センター(各保健所(千葉市、船橋市及び柏市が設置する保健所を除く。))又は千葉県健康福祉部衛生指導課(千葉市中央区市場町一番一号)に提出すること。

五 その他

1 受験願書は、提出先に持参すること。

2 この試験に関し不明な点は、千葉県健康福祉部衛生指導課(電話〇四三(二二三)二六二七)に問い合わせること。

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和二年十月十三日四街道市の変更に係る四街道都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和二年十月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

購読料 月ぎめ 一部一箇月一、八〇〇円(送料を含む。)

本号 一部 一八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

定期購読申込先

一部売り申込先

千葉県

〇四三(二二三)二一五二

〇四三(二二三)二六五八